

地域懇談会の開催

秘書広報課 ☎66・1161

市民の皆さんと市長が直接意見交換する地域懇談会を開催します。当日、直接会場へお越しください。

開始時間 午前10時～

◆西浦中学校区

とき 7月11日(土)

ところ 西浦公民館

◆中部中学校区

とき 7月12日(日)

ところ 北部公民館

駐車場 北部公民館、北部小学校駐車場

◆形原中学校区

とき 7月18日(土)

ところ 形原公民館

◆蒲郡中学校区

とき 8月1日(土)

ところ 生きがいセンター

駐車場 生きがいセンター、南部小学校北側職員駐車場

◆塩津中学校区

とき 8月2日(日)

ところ 塩津公民館

※暴風警報が発令された場合など緊急時は中止する場合があります。

市税条例の一部が改正

地方税法などの一部が改正されたことにより、市税条例の一部が改正されました。

軽自動車税・市たばこ税

☎66・1115

○平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽自動車のうち、環境性能が優れたものに対する軽自動車税を、平成28年度のみ軽減します。

○旧3級品の製造たばこについて、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率の特例(軽減)を廃止します。

個人市民税

☎66・1116

○個人市民税における住宅ローン特別控除が適用できる対象期間を1年半延長し、平成31年6月30日までに居住開始したものが対象となりました。

○ふるさと納税をした際に確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられるようになります。確定申告する必要のない方のみ適用されます。

○ふるさと納税に関する住民

税の特例控除の限度額が、所得割額の1割から2割へ拡充されました。

【各税共通】

個人および法人の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税における減免の申請期限については、災害時を除いて各税の納期限までとなりました。

土地・家屋の調査にご協力を

税務収納課 ☎66・1114

新築・増築・取り壊しなどを行った家屋の調査を実施しています。税務収納課職員が現地を訪問し、建築確認申請書、見積書などの資料を確認する場合がありますので、ご協力をお願いします。

○次の場合は税務収納課までお知らせください。

○家屋を新築・増築・取り壊したとき

○家屋の利用方法を変更したとき(店舗などを居住用建物へ変更、居住用建物の全部または一部を店舗などへ変更したとき)

○家屋の利用方法により、土地の税額が変わる場合があります。

○土地の利用方法(現況地

目)を変更したとき(住宅用地を畑へ変更、畑を駐車場へ変更したときなど)

軽自動車税納税証明書を送りました

税務収納課 ☎66・1115

軽自動車税の口座振替、クレジット納付をご利用された

方に、軽自動車税納税証明書を送りました。

この証明書は、三輪・四輪の軽自動車や二輪の小型自動車の車検の際に必要となります。自動車検査証と一緒に保管するなど紛失しないようにしてください。

まだ納付されていない方は、早めに納付してください。

マリレジャーを安全に楽しくするために

—大切な命！自分で守る！—

海上保安庁夏季安全推進活動期間 7月1日(水)～8月31日(月)

遊泳者、サーファーの方は子供から目を離さない、飲酒後の遊泳自粛、離岸流や深みなどに注意しましょう。

プレジャーボートやミニボート、シーカヤックなどでレジャーを楽しまれる方は機関などの発航前点検、水路調査、気象・海象の把握など確実に行いましょう。また、ライフジャケットの常時着用など自己救命策を確保しましょう。

マリレジャーを楽しむときの自分の命を守る3つの基本

1. ライフジャケットの着用
2. 連絡手段の確保
3. 118番の有効活用



ルールとマナーを守って、安全にマリレジャーを楽しみましょう。

海の「もしも」は118番

三河海上保安署 ☎0532・34・0118